

横須賀市立学校

教職員の働き方改革の方針

よこすかスクールスマイルプラン

令和4年度（2022年度）～ 令和7年度（2025年度）



横須賀市教育委員会

目 次

第1章 教職員の働き方改革の方針（よこすかスクールスマイルプラン）の概要

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 本市における教職員の働き方改革の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 本方針の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 本方針の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 本方針の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 取り組みの確実な推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 これまでの取り組みと成果、課題

- 1 本市における教職員の働き方改革に関するこれまでの取り組み・・・・ 4
- 2 目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 教職員の働き方に関する本市の状況（課題）・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 基本方針と目標指標

- 1 本市における教職員の働き方改革の基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 目標指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 基本方針に基づく主な取り組み内容

- 方針1 学校および教職員が担う業務の適正化と明確化・・・・・・・・・・・・ 8
- 方針2 マネジメントと健康管理を意識した働き方の推進・・・・・・・・・・・・ 11
- 方針3 学校・家庭・地域が一体となった学校教育や教職員の働き方改革の理解促進・・・・ 12
- 方針4 教職員の働き方改革の検討体制および学校へのフォローアップ体制の充実・・・・ 13

資料

- 横須賀市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・・・・・・・・ 14
- 「横須賀市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」についての補足・・・・ 15

第1章 教職員の働き方改革の方針（よこすかスクールスマイルプラン）の概要

1 策定の趣旨

社会の変化が加速度を増し、今後ますます複雑で予測困難な時代になると言われる中、学校教育に求められることの変化、学校の抱える課題の多様化や複雑化が進んでいます。そのような中であって、新型コロナウイルス感染症流行の影響も加わったことで、教職員の長時間勤務につながっている実態が見られています。

本市では、平成23年度に設置した「子どもと向き合う環境づくり検討委員会」からの答申を契機として、これまで教職員の働き方改革に関わる取り組みを進めてきました。その間、教育委員会各課等においては学校の業務改善に関する様々な支援を実施し、また、各学校においては実態に即した取り組みを推進してきました。しかし、教職員の勤務実態については一定の改善の状況が見られているものの、抜本的な改善にまでは至っていないのが現状であると捉えています。

平成31年2月には「本市の教職員の働き方改革に関する課題を解決するための具体的な取り組みを示し、教職員が健康に笑顔で働き続けるために、質の高い教育活動を目指す」ことを目的として『教職員の働き方改革の方針 ～量から質へ～ 横須賀スクールスマイルプラン』を策定し、働き方改革推進に関する方針を示して取り組みを進めてきました。本方針は、この考え方を継続しつつも、これまでの本市における取り組みの成果や課題および国や県の動きなどを踏まえ、本市の教職員の学校における働き方改革をさらに推進させるために策定するものです。

2 本市における教職員の働き方改革の目的

○教育現場の限られた時間の中で、子ども（幼児・児童・生徒）と向き合う時間を十分に確保するとともに、教職員の日々の生活の質や人生を豊かにし、心身ともに健康な状況で職務を遂行できるようにすること。

○マネジメントを意識した業務改善を行うことで、時間外在校等時間の減少を図るとともに、教育の質を向上させること。

3 本方針の位置付け

横須賀市教育振興基本計画前期実施計画（令和4年度～令和7年度）における

方針4「持続可能で魅力ある教育環境を整えます」

- － 柱8「学び続ける教職員」
- － 施策21「教職員の働き方改革の推進」

の具体的な取り組みを示すものとして位置付けます。

また、中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」での答申および神奈川県教育委員会「神奈川の教員の働き方改革の指針」も参考にしながら進行管理を行い、本市における教職員の働き方改革の取り組みを継続的に推進していくものとします。

4 本方針の期間

令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間とします。

※横須賀市教育振興基本計画前期実施計画の計画期間と一致させます。

5 本方針の対象

横須賀市立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全教職員を対象とします。

6 取り組みの確実な推進に向けて

教育委員会の取り組み

教職員の働き方改革の目的を達成するため、効果的な取り組みの計画・立案を行い、教育委員会事務局内での連携を図りながら、学校と協働し、持続可能な取り組みとなるように推進します。

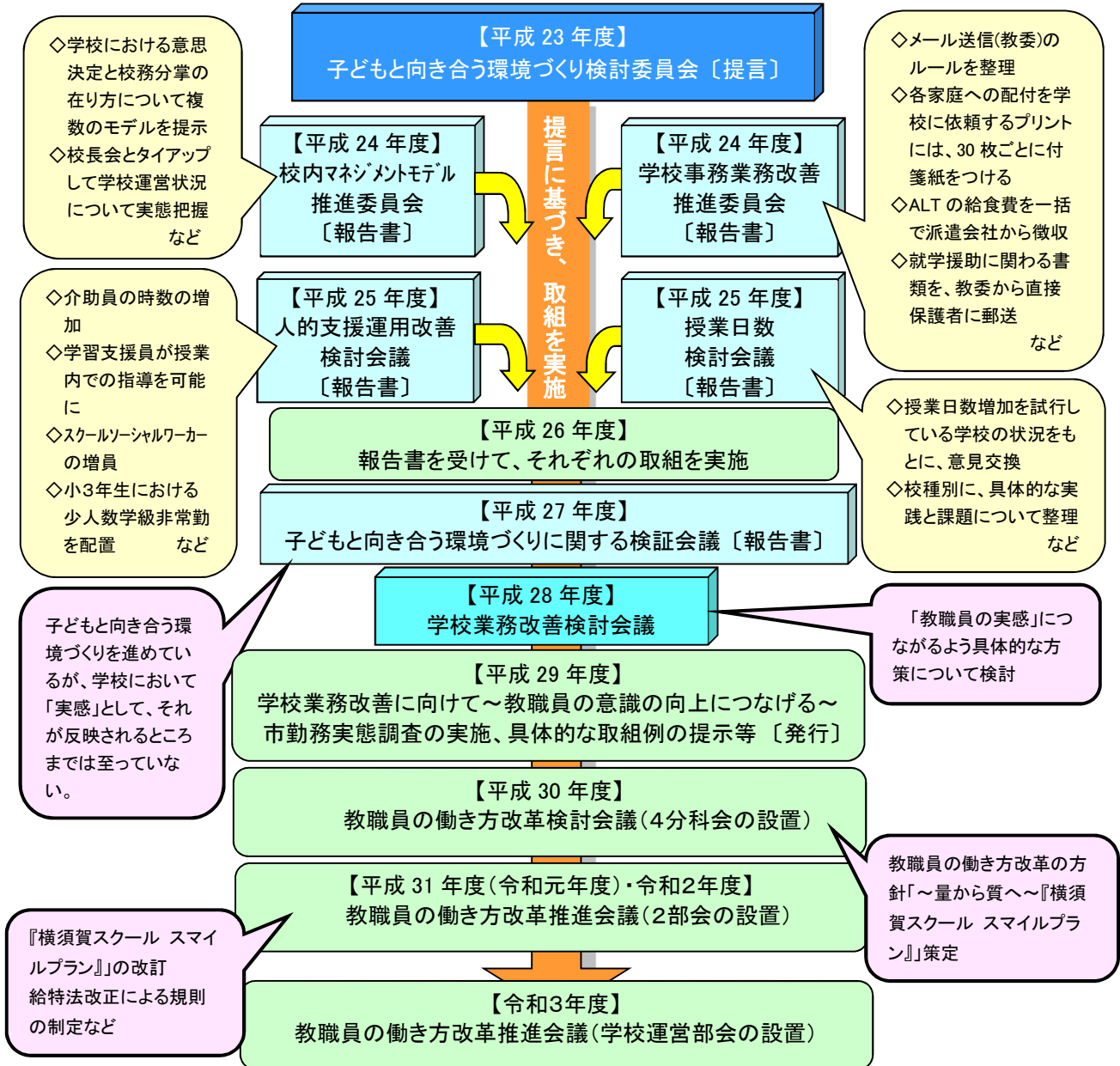
学校の取り組み

全教職員が、心身ともに健康で子ども（幼児・児童・生徒）に教育活動を行うことができるよう、働き方改革の視点での業務改善に努めるとともに、学校・園の経営方針や重点目標等に教職員の働き方に関する内容を盛り込み、各学校・園の実態に応じた取り組みとなるように推進します。

第2章 これまでの取り組みと成果、課題

1 本市における教職員の働き方改革に関するこれまでの取り組み

本市においては、平成 23 年度に設置した「子どもと向き合う環境づくり検討委員会」からの『提言』を受け、これまで「子どもと向き合う環境づくり推進事業」として、教職員の働き方改革に関わる様々な取り組みを進めてきました。



平成 27 年度に開催した「子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議」において「教職員の働き方改革に関する様々な取り組みを進めているが、教職員の『実感』には結びついていない。」等の意見が出されたことを受け、平成 28 年度からは「学校業務改善検討会議」を開催し、勤務実態調査等の分析を進めるとともに、具体的な取組例等を発信しました。

平成 29 年の勤務実態調査の結果を受け、平成 30 年度からは教職員の多忙化解消を目指すことを目的とした「教職員の働き方改革推進会議」を開催し、取り組みを進めています。また、教職員の働き方改革の方針である『横須賀スクール スマイルプラン』を策定し、方針に基づいた取り組みを進めてきました。

2 目標の達成状況（令和3年度版 教職員の働き方改革の方針『横須賀スクール スマイルプラン』における目標）

（1）教育委員会規則に基づく時間外在校等時間の減少

◎時間外在校等時間が45時間を超えた市立学校教育職員の割合（毎年11月の1カ月間の記録）

※令和3年度の下段（ ）内は、時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員の割合を示します。

校種・年度		職			
		校長	副校長・教頭	総括教諭・教諭 (除 養護教諭・栄養教諭)	養護教諭 栄養教諭
小学校	令和元年度	73.9%	97.8%	60.0%	17.4%
	令和2年度	30.4%	84.8%	33.2%	5.4%
	令和3年度	39.1% (0.0%)	77.8% (4.3%)	40.5% (2.9%)	5.4% (0.0%)
中学校	令和元年度	65.2%	91.3%	81.0%	30.4%
	令和2年度	52.2%	95.7%	54.4%	24.0%
	令和3年度	39.1% (0.0%)	73.9% (13.0%)	63.7% (21.7%)	34.8% (0.0%)
高等学校	令和元年度	75.0%		35.2%	0.0%
	令和2年度	50.0%		17.0%	0.0%
	令和3年度	75.0% (0.0%)		25.0% (3.6%)	0.0% (0.0%)
特別支援学校	令和元年度	50.0%		22.2%	0.0%
	令和2年度	75.0%		23.8%	0.0%
	令和3年度	25.0% (0.0%)		10.1% (0.0%)	0.0% (0.0%)

※総括養護教諭は、「養護教諭・栄養教諭」の欄に反映されています。

令和元年度から3年度までの毎年11月における時間外在校等時間の報告結果からは、多くの校種・職において、時間外在校等時間が45時間を超えた割合は減少していることが分かります。これは、在校している時間等の記録の活用や、新型コロナウイルス感染症流行による様々な見直し等により、教職員一人一人の勤務時間への意識が向上していることが理由の一つとして考えられると捉えています。

しかし、令和3年11月の中学校の教諭・総括教諭の結果では、5人に1人以上が時間外在校等時間が80時間を超えていたことをはじめ、依然として多くの教職員が教育委員会規則で定められた「時間外在校等時間が月45時間」を超える長時間勤務となっています。

その背景には、新型コロナウイルス感染症対策のための業務や、部活動、学習指導要領の改訂や1人1台端末の導入等に関連した授業づくりなど、さまざまなことが要因として挙げられます。今後、新型コロナウイルス感染症流行が落ち着き、通常の教育活動に戻った後、再び業務量が増えたり、勤務時間が増えたりすることの無いようにしていかなければなりません。

こうした現状や見通しを踏まえ、引き続き、学校および教職員が担う業務の適正化や明確化を進めるとともに、教職員の負担を軽減させるための取り組み等を検討・実施していきます。

(2) マネジメントとワーク・ライフ・バランスへの意識向上

◎「ストレスチェック」(令和3年7月実施)における市立学校全体の結果

※厚生労働省による標準値を100とした指数で結果が示されます。

数値が大きいほどリスクが高いことを表します。

健康リスク (A) ※ ¹	健康リスク (B) ※ ²	総合健康リスク
107	82	87

※1…「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール度」から算出される健康リスクの結果

※2…「上司の支援」と「同僚の支援」から算出される健康リスクの結果

上記の結果から、本市においては「総合健康リスク」については全体的には良好な結果であったものの、「仕事の量的な負担」と「仕事のコントロール度」に関してストレスを抱えており、それが健康リスクにつながるおそれのある教職員が少なからずいることが分かりました。

「仕事のコントロール」については、それが思うようにできないことで、心身の健康の状態に影響を及ぼすと、子どもたちに対する教育活動の質の低下につながるおそれがあります。そこで、教職員一人一人がマネジメントと健康管理を意識した働き方を進めるとともに、それを支える学校や教育委員会によるサポート体制をさらに充実させていく必要があります。

また、質の高い教育活動の実現のためには、教職員一人一人が日々の生活の質を高め、学び続ける姿勢を持ち続けることが重要です。そこで、ワーク・ライフ・バランスの意識向上につながるよう、実態把握を行うとともに、具体的な取り組み等を検討・実施していきます。

3 教職員の働き方に関する本市の状況(課題)

これまでの本市における取り組みおよび目標の達成状況等を踏まえ、今後の教職員の働き方改革推進に関する方針等を定める上で、本市の状況(課題)を次のように整理しました。

- 在校している時間等の記録により、教職員の勤務時間への意識は向上しているが、依然として様々な業務を行わなくてはならない環境の中で、多くの教職員が所定の勤務時間を超えての長時間勤務となっている状況にあること。
- マネジメントと健康管理を意識した働き方を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスへの意識向上に努める必要があること。
- 管理職、とくに教頭が行っている学校経営に関わる業務や事務は多岐にわたり、引き続き、校種等を踏まえた改善を進める必要があること。
- 部活動に関わる教職員の負担軽減については、一定の改善は見られるものの、抜本的な解決にまでは至っていないこと。

第3章 基本方針と目標指標

1 本市における教職員の働き方改革の基本方針

「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」(平成31年3月18日 文部科学次官通知)において示された学校や教育委員会が取り組むことが重要とされた方策、本市におけるこれまでの取り組みおよび教職員の働き方改革に関する本市の現状(課題)等を踏まえ、本市における教職員の働き方改革の基本方針を次のとおり定めます。

方針1 学校および教職員が担う業務の適正化と明確化

方針2 マネジメントと健康管理を意識した働き方の推進

方針3 学校・家庭・地域が一体となった学校教育や教職員の働き方改革の理解促進

方針4 教職員の働き方改革の検討体制および学校へのフォローアップ体制の充実

2 目標指標

これまでの目標の達成状況および本市の現状や課題等を踏まえ、本市における教職員の働き方改革に関しての令和7年度末までの目標を次のとおり設定します。

(1) 市立学校教育職員の時間外在校等時間が、原則、月45時間、年360時間以内となっている。

(2) 市立学校教職員の年次休暇取得日数が、全員年間15日以上となっている。

(3) ストレスチェックにおける「健康リスク」の各項目^{※1}の結果(学校ごとの平均値)が、市立学校全校でいずれも標準値^{※2}(100)を下回っている。

※1…「健康リスク(A)」、「健康リスク(B)」、「総合健康リスク」の各項目を指します。

※2…厚生労働省が示す標準値のことをいいます。

(4) アンケート調査における質問項目「子どもと向き合う時間が確保されている」および「自己研鑽の時間が確保されている」に対し、肯定的な回答をした市立学校教職員の割合が80%以上となっている。

第4章 基本方針に基づく主な取り組み内容

- ・ **取組●** は、とくに重点的に取り組むべき内容を表します。
- ・ ○印は「主に教育委員会が取り組むこと」、☆印は「主に学校が取り組むこと」を表します。

方針1 学校および教職員が担う業務の適正化と明確化

取組1	業務分担や役割の適正化と明確化
概要	○教育委員会と学校（校長会・教頭会）が一体となり、現在、学校・教職員が担っている業務についての検証を行い、学校が担うべき業務の適正化と明確化に向けた検討と取り組みを継続して行います。 【教育委員会各課等】
取組2	部活動の在り方についての検討
概要	○「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（文部科学省）を踏まえ、休日の部活動の段階的な地域移行等、今後の部活動の在り方について、継続して検討を行います。 【保健体育課・教育指導課・教職員課・教育政策課】
取組3	行事等の在り方の検討と精選
概要	○市主催の行事等について、学習指導要領に即した効果的な教育活動になっているか、時代の要請に合っているものか等の視点で検討を行い、見直しを図ります。 【教育委員会各課等】 ☆各学校で行われている行事等についても、目標や取り組み内容、持ち方等について検討し、必要に応じた見直しを図ります。
取組4	学校事務職員の学校運営への参画
概要	○共同学校事務室の最終的な目的である「子どもたちの学びの充実を図る」ことを実現するため、「チームとしての学校」および「学校事務職員の主体的・積極的な学校運営への参画」を促進するとともに、学校事務職員の「働き方改革」を図ります。 【教職員課】 ☆学校教育だよりやリーフレット等を活用し、学校事務職員職務標準表等および共同学校事務室について教職員に周知するとともに、理解の促進に努めます。 ☆学校事務職員職務標準表等を活用し、学校事務職員が管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担のもと、その専門性を生かして、主体的・積極的に学校運営に参画できるように配慮します。

取組 5	小学校教科担任制に関する検討、検証
概 要	○小学校における教科担任制の導入により、教育の質を向上させるとともに、教職員の負担軽減にもつながるよう、検討と検証を進めます。 【教育指導課・教職員課】

取組 6	資料等の共有化
概 要	○校務支援システムやイントラネット、学校共有フォルダ等を活用し、必要な資料を容易に検索したり共有したりできるような仕組み等について見直しと検討を継続的に行います。 【教育研究所（教育情報担当）】 ☆各学校では、それぞれの教職員が作成した教材や指導案、校務分掌に関する資料等の共有を積極的に行います。 ☆各研究会等では、授業実践（指導案等）や研究の成果等を、イントラネット等を活用して資料や情報の共有を行います。

取組 7	校務の情報化の推進
概 要	○教職員が子どもと向き合う時間や授業準備の時間等を確保できるようにするため、校務支援システムの活用を推進します。 【教育研究所（教育情報担当）】

取組 8	照会等の精査
概 要	○教育委員会から学校に対して行う依頼や照会等について、調査の内容や頻度、悉皆・抽出での実施の必要性、実施時期等について見直しや検討を行い、精選や適正化を図ります。 【教育委員会各課等】

取組 9	出展等への依頼や家庭向け配布物等に関する調整、精査
概 要	○教育委員会を含む市役所各課等や外郭団体等から学校への出展や家庭向け配布物等の依頼について、その内容や方法等の調整を行います。また、学校の負担軽減を図るための周知や依頼を行います。 【教育政策課】

取組 10	研修や担当者会等の適切な実施方法等の検討
概 要	<p>○各種研修や担当者会等について、実施内容や方法、時期等について検討と見直しを継続して行います。 【教育委員会各課等】</p> <p>○とくに研修については、学校閉庁日等を意識した研修日程の設定に努めるとともに、研修内容に応じてオンラインによる開催を検討します。 【教育研究所】</p>

取組 11	学校を支えるさまざまな職員の配置
概 要	<p>○教員の業務を支える「神奈川県スクール・サポート・スタッフ」（県費会計年度職員）が小・中学校及び特別支援学校全校に配置されていることを受け、その効果的な活用事例等を紹介するなど、学校への情報提供を行います。 【教育政策課】</p> <p>○多様な専門性を持つ人材を配置することにより、きめ細やかな指導・支援の充実を図るとともに、教員が子どもと向き合う時間を確保することにつなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい相談員（小学校）、登校支援相談員（中学校）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校スーパーバイザー、学校経営支援員、日本語指導員、学校生活適応支援員、国際教育コーディネーター、特別支援学級介助員、教育支援臨時介助員 等 【支援教育課】 ・学習支援員、低学年授業アドバイザー（小学校） 等 【教育指導課】

取組 12	学校運営の支援
概 要	<p>○学校運営に係る諸問題の解決に向けて、学校長等の相談を受け、委託弁護士による学校法律相談を実施するなど、適切な支援・助言を行い、問題の早期解決を図るとともに、学校が教育活動に専念できるようにします。 【支援教育課】</p>

方針2 マネジメントと健康管理を意識した働き方の推進

取組 13	在校している時間等の記録を生かした取り組みの推進
概要	<p>○容易で利便性の高い、客観的な方法による勤務時間の記録を推進し、教職員のタイムマネジメントに対する意識の向上および業務改善につなげます。また、管理職が教育職員の勤務実態を把握できるよう、働きかけを行います。 【教育政策課】</p> <p>☆「横須賀市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に基づき、在校等時間の記録を通じて教職員が自らの時間外在校等時間の状況を把握し、健康管理とワーク・ライフ・バランスの意識を高めることに努めます。</p>
取組 14	学校閉庁日の設定等による年次休暇等の取得の促進
概要	<p>○長期休業（夏季休業・冬季休業）期間中に学校閉庁日を設定し、原則として教育活動を行わないことにより休暇を取りやすい環境づくりにつなげます。 【教育政策課】</p> <p>○令和3年から市立学校の休業日としている「市制施行記念日」（2月15日）においては、日頃の多忙な業務の緩和を図るため休暇の取得を促進します。 【教育政策課】</p>
取組 15	学校の労働安全衛生管理に関する取り組みの推進
概要	<p>○教職員を対象とした健康診断やストレスチェックを実施し、心身の健康の保持と増進を図ります。 【教職員課】</p> <p>☆教職員は健康診断、ストレスチェックを受検し、自身の健康状態の把握と健康の保持増進に努めます。また、ストレスチェックの結果分析等に基づいた、職場環境の改善に努めます。</p>
取組 16	マネジメント研修の実施
概要	<p>○従来からの管理職研修や総括教諭研修および基本研修等において、教職員の働き方改革の推進に資する各種マネジメントに関する研修を行います。 【教育研究所】</p>
取組 17	教職員の働き方改革の視点を踏まえた学校経営
概要	<p>○現在の学校教育の質を維持するため、教職員のマネジメント能力向上のための取り組みに対して、学校訪問等の場面において指導助言を行います。 【教育指導課】</p> <p>☆各学校においては、学校の運営方針の一つとして、教職員の働き方改革の視点を取り入れながら、質の高い教育活動が維持できるよう意識して学校経営に取り組みます。</p>

方針3 学校・家庭・地域が一体となった学校教育や教職員の働き方改革の理解促進

取組 18	地域・保護者等への理解促進と啓発
概要	<p>○地域・保護者に対し、教職員の働き方改革の目的や方針、各学校の勤務時間および勤務時間外の電話連絡を控えていただくこと等について依頼する文書を作成し、配布することにより、理解と協力を求めます。 【教育政策課】</p> <p>☆学校だよりや学校ホームページ等により、教職員の働き方改革の目的や方針等を周知・発信することにより、理解の促進に努めます。</p>

取組 19	学校運営協議会を生かした学校教育の充実
概要	<p>○各学校の学校運営協議会の運営に関する支援を行うとともに、教育の質の向上や学校の業務改善に係る好事例の紹介や情報交換会、研修等を開催します。 【教育指導課】</p> <p>☆学校・地域・保護者が理念を共有し、熟議を通して、教育の質の向上や学校の業務改善につなげていきます。</p>

取組 20	市立学校の施設の開放に関わる検討の継続
概要	<p>○市立学校の体育施設及び文化施設の開放に関わる課題を整理し、その解決に向けた検討を進めます。 【生涯学習課・スポーツ振興課】</p>

方針4 教職員の働き方改革の検討体制および学校へのフォローアップ体制の充実

取組 21	教職員の働き方改革に関する検討組織の設置
概要	<p>○「教職員の働き方改革推進会議」を設置し、国や県の動向および本市の状況を踏まえ、教職員の働き方改革に関する取組内容の見直しや、各学校における進捗状況等をもとに、改善に向けた検討を行います。 【教育政策課】</p> <p>○「学校運営部会」など、必要に応じた部会を設置・開催し、学校と教育委員会が一体となり、教職員の働き方改革に関して、より専門的な事項についての検討を行います。 【教育政策課】</p>
取組 22	教職員の働き方改革推進に向けた調査・検討および実施
概要	<p>○教職員の働き方改革に関して、県内外の他市町村で行われている取り組みの調査等を行い、本市において有効と考えられる内容等については、積極的に周知等を行います。 【教育政策課】</p>
取組 23	自動音声応答機能付き電話の活用による勤務時間外の対応
概要	<p>○各学校に導入済みの自動音声応答機能付き電話の保守および円滑な運用について、継続して支援を行います。 【学校管理課】</p>
取組 24	I C Tを活用した効率的な連絡手段の検討
概要	<p>○教育委員会や学校と保護者との連絡手段として、確実かつ効率的な方法としてのI C Tの活用を検討します。 【教育研究所（教育情報担当）】</p>
取組 25	教職員の働き方改革に関する進行管理と予算確保
概要	<p>○教職員の働き方改革に関する進行管理を行い、国や県の動向および本市の状況を踏まえながら、取り組みを見直す等、教職員の働き方改革に関する取り組みの継続的な改善を図ります。 【教育政策課】</p> <p>○教職員の働き方改革に関して必要な予算の確保に努めます。 【教育委員会各課等】</p>

○横須賀市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員の健康及び福祉を確保することによる学校教育の水準の維持向上を図るため、教育職員の業務量の適切な管理等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 横須賀市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。
- (2) 在校等時間 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）第3に規定する在校等時間をいう。

(業務量の適切な管理等)

第3条 教育委員会は、在校等時間から所定の勤務時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（同条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）をいう。次項において同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員が在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における1箇月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間に45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○「横須賀市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」についての補足

【規則の対象となる教育職員】

- ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の第2条第2項に規定する教育職員

横須賀市立学校においては、
 市立学校の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、
 講師（F L T、拠点校指導教員に限る）、実習助手
 が対象となります。

【時間外在校等時間】

- ・「在校等時間」から「条例で定められた正規の勤務時間」を引いた時間のことを、「時間外在校等時間」といいます。

	(8:15) 始業			(16:45) 終業		退勤	
在校している時間	業務外	業務	条例で定められた 正規の勤務時間	休憩	条例で定められた 正規の勤務時間	業務 (職員会議・授業 準備・児童生徒指 導・部活動等)	業務外 (自己 研鑽等)
在校等時間	業務外	業務	条例で定められた 正規の勤務時間	休憩	条例で定められた 正規の勤務時間	業務 (職員会議・授業 準備・児童生徒指 導・部活動等)	業務外 (自己 研鑽等)
時間外在校等時間	業務外	業務	条例で定められた 正規の勤務時間	休憩	条例で定められた 正規の勤務時間	業務 (職員会議・授業 準備・児童生徒指 導・部活動等)	業務外 (自己 研鑽等)

※「月 45 時間、年 360 時間」の対象となるのは、この「時間外在校等時間」の部分です。

<在校等時間に含まれる時間>

正規の勤務時間、超勤4項目（職員会議、修学旅行等、災害対応、実習）、出張、引率、
 授業準備、児童生徒指導、部活動、学校経営・事務的業務

<在校等時間に含まれない時間>

自己研鑽（論文執筆、資格試験のための勉強、専門書を読む、自主的な研究会への参加）
 その他業務外（食事、地域住民としての行事参加、新聞の閲読や読書等）

【第3条第2項に関する補足】

- ・「児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に
 所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合」に該当する事案の例
 (例1) 学校事故等が生じて対応を要する場合
 (例2) いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し、児童生徒等に深刻な影響が
 生じている、又は生じるおそれのある場合等



あなたが好き 私が好き 横須賀が好き
と誇れる人づくり

横須賀市立学校 教職員の働き方改革の方針

よこすかスクールスマイルプラン

令和4年度（2022年度）～ 令和7年度（2025年度）

策定年月 令和4年（2022年）3月

策 定 横須賀市教育委員会

（担当 教育委員会事務局教育総務部教育政策課）

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

TEL：046-822-9709 FAX：046-822-6849

E-mail：sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp